

○本庄市健康づくり推進協議会条例

平成 1 8 年 1 月 1 0 日

条例第 1 2 6 号

(設置)

第 1 条 市民の健康づくりを総合的に推進するため、本庄市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 本庄市健康づくり推進総合計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関する事。
- (2) 計画の進行管理及び点検評価に関する事。
- (3) 計画の推進に係る調査研究に関する事。
- (4) その他市民の健康づくりの推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療団体の者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 地域団体の者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会の会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再選を妨げない。

- 2 委員が第 3 条第 2 項に規定する委嘱の要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(本庄市健康づくり推進総合計画審議会条例の廃止)

- 2 本庄市健康づくり推進総合計画審議会条例（平成26年本庄市条例第3号）は、廃止する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表健康づくり推進総合計画審議会委員の項を削る。

(準備行為)

- 4 この条例による改正後の本庄市健康づくり推進協議会条例第3条第2項の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。